

2受初児生第8号
令和3年3月1日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

江 口 有 隣
(公 印 省 略)

児童生徒の自殺予防について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

標記については、これまでも自殺対策基本法（平成18年法律第85号）等に基づき、学校において、児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただいているところです。

しかしながら、近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、令和元年度の児童生徒の自殺者数は317人であり、自殺した児童生徒数は高止まりしている状況にあるところです。また、人の目の届きにくいSNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等の心の叫びに付け込んで、言葉巧みに誘い出し殺害するという極めて卑劣な事件も発生しています。

自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）においては、「自殺対策強化月間（3月）において、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携し

て啓発活動を推進して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して啓発活動を推進する。あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう、支援策を重点的に実施する。」と定められています。つきましては、貴職におかれましても、この月間の取組が所期の目的に沿って実施されるよう、下記に掲げる取組を実施するなど、積極的な対応をお願いします。

また、自殺対策白書の資料でも指摘されているとおり、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があります。特に、警察庁・厚生労働省の自殺統計によると、令和2年中における児童生徒の自殺者数は479人（暫定値（令和3年2月5日時点））で、前年と比較して4割増加、そのうち、女子中高生の自殺者数は200人（暫定値（令和3年2月5日時点））で前年と比較して約2倍となっています。

そのため、これらの時期にかけて、学校として、児童生徒の自殺予防について組織体制を整え、取組を強化することは、児童生徒の尊い命を救うことにつながります。特に本年度は、令和2年5月27日付けで「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」を各教育委員会等に対して発出したところですが、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた下記に掲げる取組を積極的に実施するようお願いします。

なお、昨今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための配慮が求められていることに御留意いただき、感染防止対策を徹底した上で、必要な措置を行っていただきますようお願いいたします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあつては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあつては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

記

18歳以下の自殺は、長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、例えば、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等との連携の上、自殺対策強化月間の3月から長期休業明けの4月にかけて実施することが考えられる。

(1) 学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。また、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察や健康相談の実施等により、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応すること。

学校が把握した悩みを抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校（学年）登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。特に、長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。

加えて、自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」

（以下「SOSの出し方に関する教育」という。）を含めた自殺予防教育を実施するなどにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるようにすること。

さらに、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。なお、GIGAスクール構想で整備する1人1台端末を活用し、児童生徒の心身の状況の把握や、スクールカウンセラー等によるオンラインカウンセリングの実施等を検討することも考えられること。

(※) SOSの出し方に関する教育については、「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」（平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）連名通知）を参照。

あわせて、自殺予防教育については、「子供に伝えたい自殺予防」 (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm) を参照。

(2) 保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極

的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする電話相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校（学級）通信を通じて、保護者に促すことが考えられること。

(3) 学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。また、学校外における見守り活動については、教育委員会等の地方公共団体において、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築し、取組を実施すること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効であること。

(4) ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、都道府県教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。また、警察等関係機関においてネットパトロールが実施されている場合には、当該関係機関との積極的な連携に努めること。

【添付資料】

- 別添1 令和2年度「自殺対策強化月間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）（令和3年1月5日参自発0105第1号厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）通知）
- 別添2 自殺対策強化月間ポスター
- 別添3 児童生徒の月別自殺者数〔推移〕（厚生労働省・警察庁）
- 別添4 18歳以下の日別自殺者数（平成27年版自殺対策白書（抄））
- 別添5 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）（概要）

- 別添6 24時間子供SOSダイヤル(0120-0-78310)
- 別添7 児童生徒の主な相談窓口一覧

【参考資料】

- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm
- 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf
- 小学生用啓発教材「わたしの健康」、中学生用啓発教材「かけがえのない自分
かけがえのない健康」、高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm

【担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電 話 03(5253)4111(内線3298)

03(6734)3298(直通)

FAX 03(6734)3735

E-mail s-sidou@mext.go.jp



参自発 0105 第 1 号
令和 3 年 1 月 5 日

文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 御中

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）
（公 印 省 略）

令和 2 年度「自殺対策強化月間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）第 7 条第 2 項において、3 月の 1 ヶ月間を「自殺対策強化月間」と位置づけ、同条第 4 項において国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものと規定されています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）において、自殺対策強化月間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしています。

特に昨年 7 月以降対前年同月比で自殺者数が増加し、更なる自殺対策への取組が求められるところです。

については、貴府省庁におかれても、自殺対策強化月間に向けて各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴府省庁所管の関係機関、関係団体等に自殺対策強化月間に向けた取り組みを呼びかけていただくようお願いいたします。あわせて、下記についてご協力をお願いいたします。

記

1 広報ポスターの掲示について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺対策強化月間に関する広報ポスターを作成いたしますので、掲示の御協力をお願いいたします。

なお、前述の通り、自殺対策強化月間の啓発活動として、3月1日から出来るだけ多くの国民の方々に見ていただけるよう、積極的な掲示をお願いいたします。

広報ポスターは、2月下旬頃に順次発送いたします。

2 自殺対策強化月間に実施する取組の登録について

貴府省庁が令和2年度「自殺対策強化月間」にあわせて実施する取組について、別添「登録様式」により2月8日（月）までにメールにて登録をお願いいたします。

なお、登録いただいた取組については今後実施する各種会議や記者発表等の場で取組事例一覧として配布するほか、厚生労働省ホームページ等での公開を予定しています。

＜登録いただく際にご留意いただきたい点＞

(1) 自殺対策強化月間に向けて、貴府省庁が主体で実施される取組の登録をお願いいたします。(通年で実施されている取組については登録不要です。)

(2) 貴府省庁の関係団体等に関する取組についても、前記(1)と同様に登録をお願いいたします。

なお、後日公表します事例一覧には関係団体等の取組として掲載させていただきます。

(3) 複数の出先機関(関係団体等の取組をとりまとめていただく場合も同様)等が共同で実施される場合は、以下のようにまとめて記載をお願いいたします。

(記載例)

事業名 自殺対策強化街頭キャンペーン

概要 駅前でチラシやポケットティッシュを配布する。

(実施箇所：全国47箇所の地方■■局)

以上

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電話：03-5253-1111 (内線 2837)

担当者：坪井、飯村、井上

E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp

いつもと様子が違う

そんなとき

ちょっと気にかけてみる

声をかけてみる

助けて

苦しい

悲しい

その声かけが、
ゲートキーパーへの
第一歩。

ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、
必要な支援につなげ、見守る人のこと。

相談窓口や自殺対策の取り組みなどの情報を掲載しているサイトです。

まもろうよこころ 検索



こころの
健康相談統一
ダイヤル

おこなおう まもろうよ こころ
0570-064-556

電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康相談電話」等の
公的な相談機関につながります。相談対応曜日・時間は都道府県によって異なります。

ゆうりょう
有料

SNS相談案内

LINE・チャットで
相談ができます。



よりそい
ホットライン

24時間対応

フリーダイヤル つなぐ ささえる
0120-279-338

一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者等に対する総合的な電話窓口です。

むりょう
無料

FAXで相談される方

03-3868-3811

岩手県・宮城県・福島県内からおかけの方

0120-279-226

ガイダンスで専門的な対応も選べます(外国語含む)

IP電話及びLINE OUTからおかけの方

050-3655-0279

まもろうよこころ SNS 検索

支援情報検索サイト

電話、メール、SNSなど
様々な方法の相談窓口を
紹介しています。

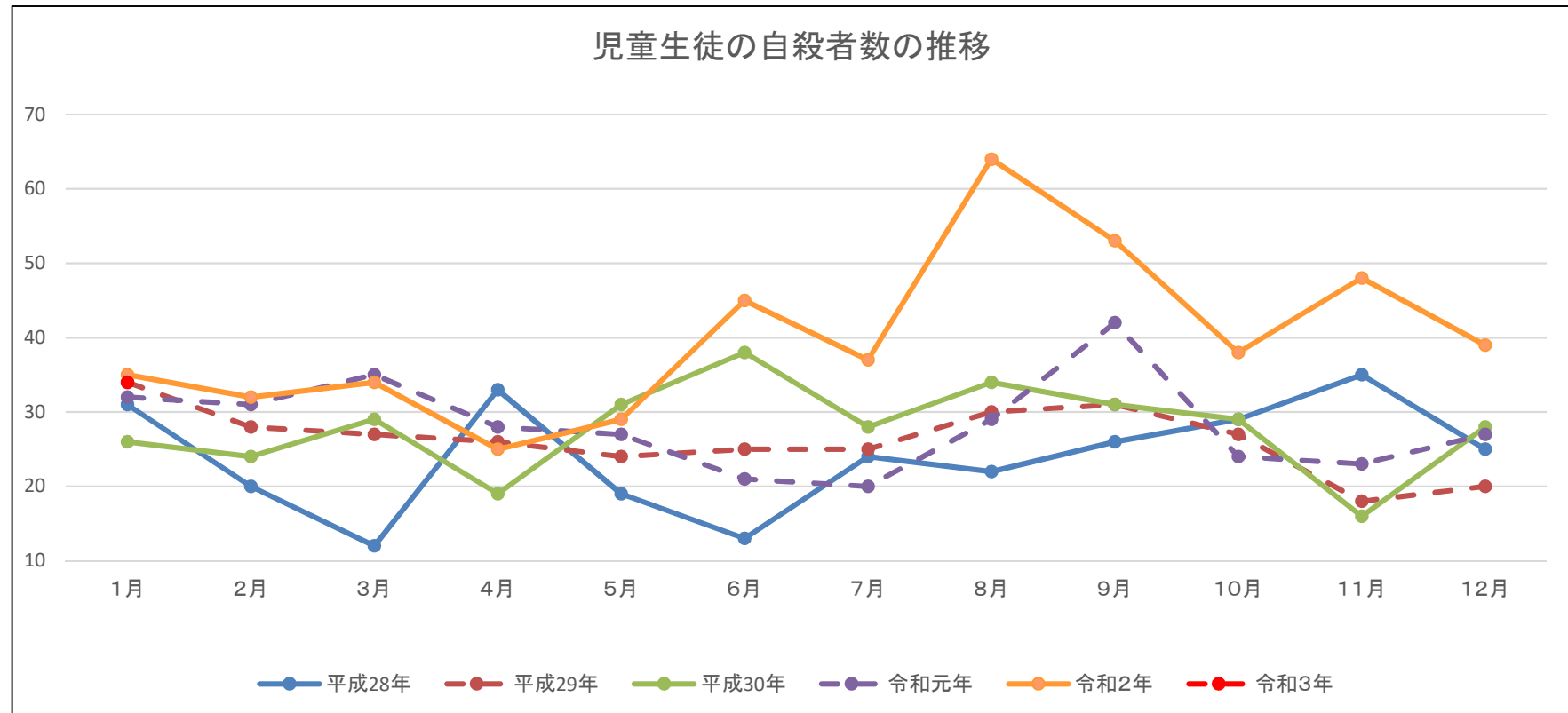


支援情報検索サイト 検索

3月は、自殺対策強化月間です。



児童生徒の月別自殺者数[推移](厚生労働省・警察庁)

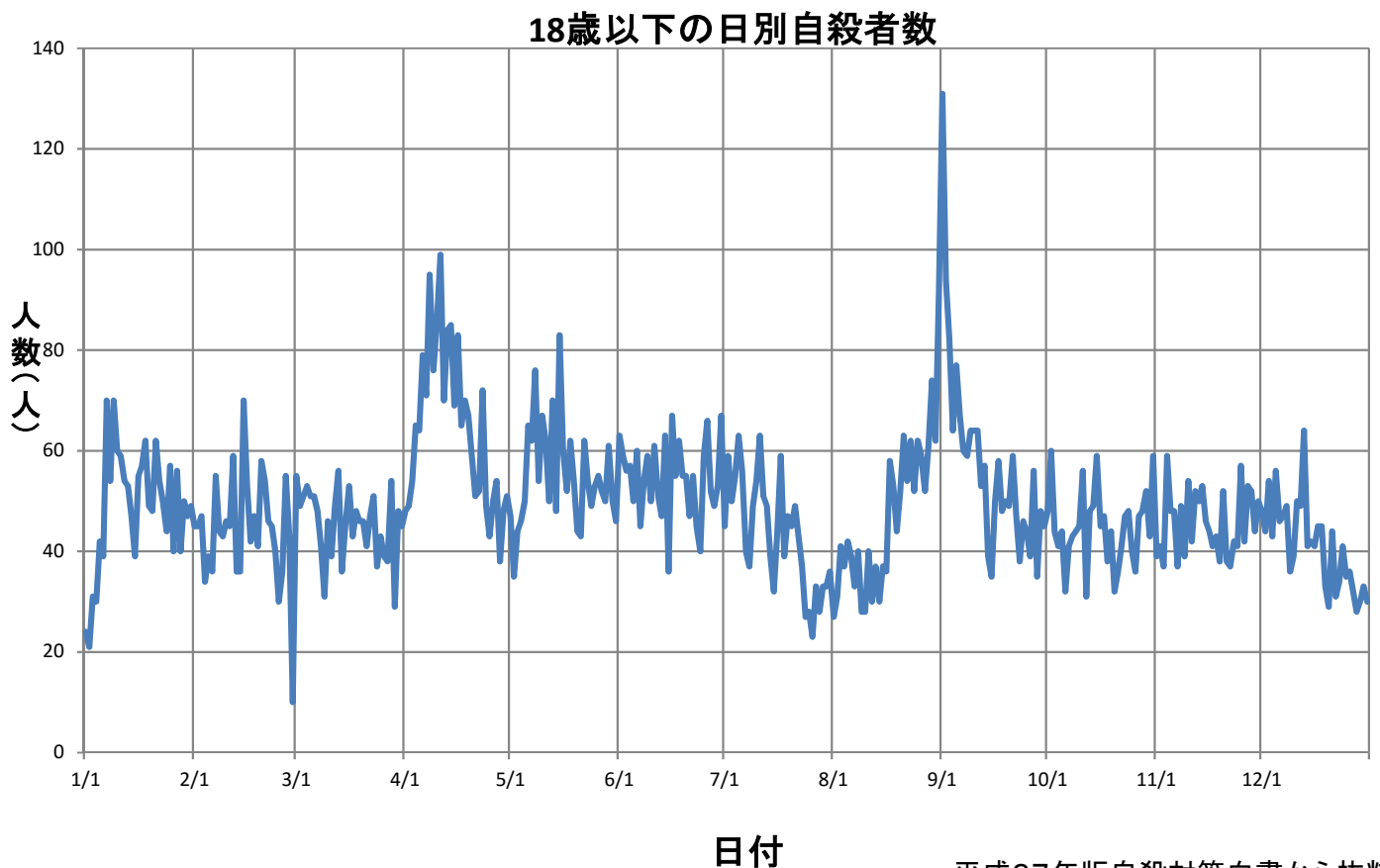


年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成28年	31	20	12	33	19	13	24	22	26	29	35	25	289
平成29年	34	28	27	26	24	25	25	30	31	27	18	20	315
平成30年	26	24	29	19	31	38	28	34	31	29	16	28	333
令和元年	32	31	35	28	27	21	20	29	42	24	23	27	339
令和2年	35	32	34	25	29	45	37	64	53	38	48	39	479
令和3年	34												34

(出典)厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)を基に文部科学省において作成

<ポイント> 令和2年8月における児童生徒の自殺者数は64人で、前年同月と比較して約2倍。

18歳以下の日別自殺者数



平成27年版自殺対策白書から抜粋

(過去約40年間の厚生労働省「人口動態調査」の調査票から内閣府が独自集計)

【平成27年版自殺対策白書(内閣府作成)の関係記述】

児童生徒の自殺を防ぐためには、学校や家庭、地域における対応や連携が重要であるが、自殺が起こりやすい時期が事前に予想できるのであれば、その時期に集中的な対応を行うことで一層の効果が期待できると考えられる。

18歳以下の自殺者において、過去約40年間の日別自殺者数をみると、夏休み明けの9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウィーク等の連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向があることがわかる。

学校の長期休業の休み明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きく変わる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、彼らの変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行うことは効果的であろう。

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）

2 初 児 生 第 7 号
令和 2 年 5 月 2 7 日

- 新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業では、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。
- 教育活動の再開等にあたり、感染防止対策を徹底した上で、児童生徒に対する生徒指導について留意いただきたい事項についてまとめ、各都道府県教育委員会等に周知。

【児童生徒の自殺予防について】

1 8 歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向がある。特に、新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業においては、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。そのため、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、教育活動再開後の児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施すること。

（1）学校における早期発見に向けた取組

自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、当該児童生徒の心身の状況の変化や違和感の有無に注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候（※）がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、直ちに校長等の管理職に相談・報告し、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして対応するとともに、教育相談員による観察や、保護者、医療機関等との連携を図りながら組織的に対応すること。また、各学校において、感染症対策の徹底に留意しつつ、アンケート調査、担任やスクールカウンセラーによる個人面談等の教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見・早期対応を組織的に行うこと。

※教師が知っておきたい子どもの自殺予防：

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm

（2）保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。また、保護者が把握した児童生徒の悩みや変化、違和感については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口の周知すること。その際、「24 時間子供 SOS ダイヤル」や SNS 相談窓口をはじめとする各種相談窓口も周知すること。

（3）ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、教育委員会等が実施するネットパトロールについて、教育活動の再開の前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどして集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察へ連絡・相談するなどして書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。

誰	話	今
か	し	、
が	た	
い	い	
る		

Nogizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいいたら、
いつでも話を聞きましょう

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう
☎ 0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら

☎ 189番

(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番

☎ 0120-007-110

(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口

(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



児童生徒の主な相談窓口一覧

別添7

相談窓口名称	所管等	電話番号	受付	概要
24時間子供SOS ダイヤル	文部科学省	(なやみいおう) 0120-0-78310	24時間 年中無休	子供たちが24時間いじめ等の悩みを相談できる、全国統一ダイヤル。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等の人権問題について、子供や周囲の大人が法務局職員・人権擁護委員に相談できる電話窓口。
いのちの電話	一般社団法人 日本いのちの電話連盟	0570-783-556	毎日10:00～22:00	相談員に電話・メールで悩みを相談できる窓口。
		0120-783-556	毎日16:00～21:00 毎月10日8時～翌日8時	
チャイルドライン	NPO法人 チャイルドライン支援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子供が電話・チャットで悩みを相談できる窓口。
よりそいホットライン	一般社団法人 社会的包摂サポートセンター	0120-279-338	24時間	相談員に電話・SNS等で悩みを相談できる窓口。
都道府県警察の 少年相談窓口	各都道府県警察	都道府県ごと (https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html)	都道府県ごと	いじめ・犯罪等の被害に悩む子供やその家族が警察に相談できる窓口。
児童相談所虐待 対応ダイヤル「189」	厚生労働省	189 (いちはやく)	24時間 年中無休	虐待の疑いがある時などに、児童相談所に通告・相談できる全国統一ダイヤル。